

## 行政・財公用語解説

### ※1：地方分権一括法

地方分権改革の柱として、475本の法律が一括して改正され、平成12年4月1日から施行。主な目的は、住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行うこととし、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保することとされている。

### ※2：三位一体改革

国から地方への補助金削減、地方交付税の縮減、税源移譲の三つをセットにして地方の財政的な自立を促そうという改革。

### ※3：新市まちづくり計画（市町村建設計画）

合併によって今後どのようなまちづくりを進めていくのかを明確にした、合併市町村のソフト、ハード両面を含めたまちづくり全般のマスタープランです。この市町村建設計画については、合併特例法第5条第2項において「合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進し、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と規定されています。

### ※4：北見市総合計画

総合計画は、地方自治法第2条第4項で定められ、全国の自治体で策定されるもので、まちづくりの将来像や理念を定めた基本構想とそれを具体化するための基本計画、毎年の事業を実施するための実施計画で構成されています。北見市が進むべき「道しるべ」となるものが総合計画です。

### ※5：地方交付税

全国どこの市町村に住んでいても一定の水準が保てるよう、国税収入の一部を地方自治体に交付する税で、市町村は独自の判断で使える財源。

#### ○基準財政需要額

普通交付税算定上、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定

した額をいう。

- ・単位費用×(測定単位の数値×補正係数) (各行政項目ごとに算定)

#### ○基準財政収入額

普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額をいう。

- ・(市町村) 標準的な地方税収入×100分の75+地方譲与税等

#### ※6：地域コミュニティ

地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるものです。

#### ※7：義務的経費

人件費、扶助費、公債費からなっており、その支出が義務づけられている経費。

- ・人件費+扶助費+公債費

#### ※8：中期財政計画

平成18年度及び平成19年度の決算見込みをもとに、「地方財政計画」や「日本経済の進路と戦略」等、国の指針を勘案しながら、平成18年に策定した「財政状況資料」の推移等を踏まえ、中期的(19年度から23年度までの5か年間)な財政収支の見通し等の試算を行い、改めて今後の課題を把握し、収支の改善や財政の健全化に向けた対処方策を明らかにした財政資料です。

#### ※9：道州制

道州制特区推進法に基づく新たな仕組を活用して、国から道への権限・財源の移譲や、全国一律の基準の緩和などを進め、北海道の各地域が有する歴史や文化、自然環境や気象条件など多様な地域特性や資源を最大限活かし、産業の活性化や道民生活の向上に繋がる提案を積み重ねることにより、北海道の自立的発展を目指す制度

#### ※10：パートナーシップ

市民等と行政が互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係。

#### ※11：PDCAサイクル

事務事業の実施におけるPlan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルシステム、総合計画と予算が決まれば後は間違いなく実施すれば良しとするものから、職員それぞれがトップの方針等をよく理解し、毎年度目標を定め事業を実施し、結果について有効性、効率性、影響力等総合的な観点から評価し、見直し改善を図る事務事業管理の手法。厳しい社会状況の中で行政資源を有効に使い、職員の説明責任能力・組織力を高め、行政の質を向上しようとするものです。

#### ※12：成果重視

予算投入の結果として、どれだけの効果があったか、市民生活や市民の満足度がどれだけ向上したかを重視していく考え方。職員が仕事の目的、目標、結果を意識し業務を遂行していくことが重要であり、このことが、効率的で効果的な市民サービスの提供に繋がっているかを計る考え方

#### ※13：合併特例債

平成18年3月までの期間に合併した場合に、合併特例法で認められていた財政的な優遇措置で、合併に必要な事業の経費を市町村が借り入れた場合、元利償還金の7割を、後で国が地方交付税として交付するという制度。

#### ※14：合併補助金

合併市町村が市町村建設計画（新市まちづくり計画）に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要な事業に要する経費に対する補助。

#### ※15：地方交付税の算定替え

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される普通交付税額の合算額を保障し、さらに、その後5年度は保障額を段階的に縮減する激変緩和措置が講じられる。

#### ※16：電子自治体

ITを活用し、行政サービス（申請・届出その他申込み、公共施設の空き状況の確認・予約受付、各種情報提供等）を電子的に提供することにより、住民サービスの向上、行政事務の効率化及び地域の活性化を図ること。

#### ※17：IT

Information Technologyの略で情報通信技術のこと。情

報技術やインターネット関連機器などを駆使し、事務部門だけでなく、経営や生産・流通部門など幅広い分野に情報技術を活用し、効率化を図る手段。

#### ※18：協働

市内全域やその一部の地域で、そこにいる市民が参画している企業、自治区、自治会、市民活動団体などの市民団体が、地域が必要とする市民サービスの提供を協力して行う状態。

#### ※19：NPO

Non-Profit Organizationの略。民間非営利組織のことで、非営利活動を行なう非政府、民間の組織で、通常、民間非営利組織と呼ばれている。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、更なる活動の費用に充てる。このNPOは、自治組織やボランティア団体とともに、地域における新たなサービスの担い手と考えられる。

#### ※20：PFI

Private Finance Initiativeの略。公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する新しい手法。PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指す。(PFI法：平成11年7月制定～英国では、有料橋、鉄道、病院、学校などで成果を収めている。)

#### ※21：行政評価

一般に「行政の活動を何らかの統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させること」をいう。行政活動が、上位から「政策～施策～事務事業」という階層に分類されるのに応じ、行政評価も、その対象に応じて「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」に分類される。また、時系列的には、事前評価、中間評価、事後評価の3つの時点での評価に分類される。

#### ※22：人事評価システム

職務を遂行するうえでの基本要素である業績、能力、態度を正しく評価することにより、職員的能力開発と人材育成を図り、民主的で合理的な人事管理を行う仕組み。

#### ※23：総合支所方式

管理部門や事務局部門を本庁に集約し、住民に近い市民サービス部門など、旧市

町の行政機構・組織をそのまま残す方式。

**※24：分庁方式**

既存施設に行政機構・組織を振り分けて利用する方式。

**※25：最適化**

統一化した基本的な考え方のもとに、全システムが連携して運営できるようにシステム設計を行う考え方。

**※26：パブリックコメント制度**

市民と行政のパートナーシップを推進するための取組の一つで、市の基本的な政策等の策定にあたり、その趣旨、目的、内容を公表し、これに対する市民からの意見、情報、専門的知識の提供を受け、提供された意見の概要と市の考え方を公表する一連の手段。

**※27：オンブズマン制度**

オンブズマン制度は、市民の方から寄せられた市政に関する苦情を調査し、必要な場合は、市に対してサービスの内容や制度を改善するよう、勧告したり意見を述べたりする制度です。この制度は、市民の声を市政に反映して、透明性の高い行政、そして市民と行政が一体となったまちづくりを進めていくために設けられました。

**※28：指定管理者制度**

公の施設の管理委託先は、地方公共団体が50%以上出資する法人、公共団体若しくは公共的団体に限定されていたが、平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理委託先について、公的主体に限定していた今までの管理委託制度にかわり新しく創設された制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、民間活力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とした制度となっており、NPO、町内会、株式会社等の民間主体が、議会の議決を得て指定管理者として指定されれば、公の施設の管理を行うことができる制度。

**※29：基礎的財政収支**

財政の健全性を測る指標で、国債発行などの借り入れを除く「歳入」から、過去に発行した国債など借金の元利払い費を除いた「歳出」を差し引いた財政収支。赤字の場合、社会保障などの行政サービスが税収中心の歳入で賄えていないことを意味し、新たに借金をして将来に負担のツケを回すことになる。

**※30：費用対効果**

市が実施する事務事業にかかる費用に対して、どれ位の効果があるのかということの評価するもの。財政状況が厳しいなかで、この費用対効果を検証していくことが重要となります。

**※31：公営企業会計**

地方公共団体が経営する企業で、住民の福祉の増進を目的とすることは一般行政と同じであるが、その事業に要する経費を税金でなく、受益者負担により賄うこととされている事業に係る会計

**※32：第三セクター**

一般的に地方公共団体が出資又は出えんを行っている民法法人（社団法人及び財団法人）及び商法法人をいう。